

第 1 9 6 回 組 合 会 会 議 録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 2 4 日(金) 午後 3 時 3 0 分
2. 開催場所 東茨城郡大洗町磯浜町 8 1 7 9－5
大洗鷗松亭 会議室「松風」
3. 日 程 「第 1 9 6 回組合会議案」次第のとおり
4. 議 題
 - (1) 議案第 1 号 茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)について
 - (2) 議案第 2 号 令和 5 年度本組合事業計画及び予算(案)について
 - (3) そ の 他
5. 出席議員の氏名
(長側議員：6 名)
 1. 藤 井 信 吾 2. 根 本 洋 治 4. 鈴 木 定 幸
 6. 木 村 敏 文 9. 野 澤 良 治 10. 野 村 勇
(職員側議員：7 名)
 11. 鈴 木 智 子 12. 木 内 修 平 13. 外之内 信 浩
 15. 古 渡 秀 和 17. 圓城寺 和 則 19. 廣 江 良 之
 20. 香 取 雄 介
6. 地方公務員等共済組合法施行令第 1 3 条及び本組合定款第 2 1 条の規定に基づき、
本会議に出席したものとみなされる議員及び代理人の氏名
(委任した議員) (委任を受けた議員)
 3. 大 谷 明 1. 藤 井 信 吾
 5. 先 崎 光 1. 藤 井 信 吾
 7. 岸 田 一 夫 1. 藤 井 信 吾
 8. 上遠野 修 1. 藤 井 信 吾
 14. 窪 田 慎 一 13. 外之内 信 浩
 16. 江 川 隆 浩 20. 香 取 雄 介
 18. 作 田 友 貴 17. 圓城寺 和 則

7. 会 議

(1) 開 会

太田総務課長

定刻となりましたので、ただいまから第 196 回組合会を開会いたします。開会にあたり藤井理事長より、ごあいさつをお願いします。

(時に、午後 3 時 30 分)

(2) 理事長あいさつ

藤井理事長

本日ここに、第 196 回組合会を招集いたしましたところ、皆様方には大変ご多用のところ、ご参会を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日の組合会でございますが、お手元にお配りしておりますとおり、議案として、「定款の一部変更(案)」及び「令和 5 年度の事業計画及び予算(案)」について、ご審議いただくこととしております。

昨年 10 月の適用拡大によりまして、短期給付事業と福祉事業が適用される短期組合員が約 9,500 人加入をいたしました。

短期組合員は、平均標準報酬月額が約 16 万円と、一般組合員のそれと比べ約半分であることや、また年齢構成で見ると 40 歳以上が約 8 割を占めることなど、収入に対しまして、給付や事業費の支出が大きく上回るものと予想されます。

このことは、共済組合の財政面に甚大な影響を与えることを意味するものでもございます。

特に短期経理におきましては、短期組合員の加入により、医療費等の給付が約 45 パーセント増加すること、そして高齢者拠出金等が約 13 億円増加することなどから、現行の財源率で運営した場合、22 億円を超える当期損失金が生じる推計となります。

このため、令和 5 年度の短期財源率につきましては、大幅な引き上げをご提案申し上げることとしています。

また、保健経理においても、短期組合員の加入による固定費の支出増を抑えるため、アウトソーシング事業の委託業者を変更し、財源率の据え置きをご提案いたしております。

このほか、大洗鷗松亭につきましては、令和 5 年度に中長期修繕計画に基づきまして、長期間の休館を伴う大規模修繕工事を予定しているところでございます。

令和 5 年度事業計画及び予算(案)につきまして、これらを精査したうえで、引き続き安定した事業運営が可能となるよう、あらかじめ職員側議員の皆様にご協議をいただいて作成しているところでございます。

また、本予算(案)につきましては、総務省の事業運営方針に則り作成しており、内容につきましては、先に開催いたしました「役員会」においても、ご検討をいただいたところでございます。

	この後、細部につきまして、事務局よりご説明いたしますので、何卒十分にご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
太田総務課長	本日の組合会の議長につきまして、地方公務員等共済組合法第 9 条第 8 項の規定により、理事長が務めることとされておりますので、藤井理事長よりお願いいたします。
議 長	それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。
(3) 出席・欠席議員の報告	
議 長	はじめに、「出席・欠席議員の報告」でございます。長側議員については、定数 10 名中、出席 6 名、委任状を提出したことにより、出席とみなされる者 4 名の計 10 名、職員側議員は、定数 10 名中、出席 7 名、委任状を提出したことにより、出席とみなされる者 3 名の計 10 名でございます。 それぞれ、定足数に達しておりますので、第 196 回組合会が成立しましたことを、ご報告申し上げます。 なお、本日は、小谷学識経験者監事さんにご出席をいただいておりますので、ご報告いたします。
(4) 議案説明員の報告及び会議書記の指名	
議 長	次に、「議案説明員の報告及び会議書記の指名」でございますが、議案説明員として、久保木事務局長ほか 5 名、会議書記には加倉井主査を指名いたします。
(5) 会議録署名議員の選任	
議 長	次に、「会議録署名議員の選任」ですが、選任の方法は、組合会会議規則第 18 条により議長が指名することとされております。 長側議員につきましては、議席番号 2 番 根本議員、職員側議員につきましては、議席番号 11 番 鈴木議員、ご両人を会議録署名議員に指名させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
(6) 会 議	
議 長	それでは、会議に入ります。 議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更（案）について」について、事務局から説明願います。
久保木事務局長	それでは、議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更（案）について」ご説明を申し上げます。茨城県市町村職員共済組合

定款の一部を次のとおり変更することについて、組合会の議決を求めるものでございます。

本日提出、理事長名でございます。

内容といたしましては、短期給付財源率の変更、介護財源率の変更、長期組合員に係る短期財源率の変更、短期経理から業務経理へ繰入する繰入額の変更でございます。

第 1 の変更の目的でございます。令和 4 年 10 月から適用拡大によりまして短期組合員が 9, 500 名程加入したところでございます。短期組合員の加入によりまして、保健給付費、いわゆる医療費が増大してございます。また、併せまして令和 5 年度の高齢者医療に係る各種納付金の支出が大分増えてございます。現行の財源率で運営した場合は欠損金補てん積立金を全額取り崩しましても、欠損金が生じることと推計しております。短期給付事業を安全かつ健全に運営していくために短期給付財源率の引上げを行いまして、財政の安定を図るものでございます。また、後期高齢者に加入する長期組合員の短期財源率につきましては、全国市町村職員共済組合連合会が定める育児休業手当金の拠出金率と同率となっております。この拠出金率が引上げされることに伴いまして、長期組合員の短期財源率の引上げを併せて行うものでございます。そして、令和 5 年度の介護保険の収支の見込みを行なった結果、繰越欠損金を解消してなお介護積立金の積立てが可能となりますことから介護財源率の引下げを行うものであります。さらには短期経理から業務経理に繰入をいたします額の変更を行うものでございます。

第 2 の変更する事項でございますけれども、(1) 短期給付財源率に係る標準報酬月額及び標準期末手当等額の割合でございますが、掛金、負担金ともに 1000 分の 43.6 から 1000 分の 49.4 に引上げをするものでございます。また、任意継続組合員は負担金がございますことから、1000 分の 87.2 から 1000 分の 98.8 に引上げをするものでございます。(2) 介護納付金の納付に係る標準報酬月額及び標準期末手当等額の割合につきまして、掛金、負担金ともに 1000 分の 8.82 から 1000 分の 8.75 に引下げをするものでございます。また、任意継続組合員は負担金がございますことから、1000 分の 17.64 から 1000 分の 17.5 に引下げをするものでございます。次に(3) 高齢者医療制度に加入する長期組合員の短期財源率につきまして掛金、負担金ともに 1000 分の 2.35 から 1000 分の 2.8 に引上げをするものでございます。(4) 短期経理から業務経理への繰入額につきましては、組合員 1 人あたり 1, 555 円としてございます。この単価につきましては毎年総務省から示される額をもって計上することとなります。

第 3 施行期日につきましては令和 5 年 4 月 1 日としてございます。

議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)について」は以上でございます。

議案第 1 号についての説明は以上でございます。ご質疑等がござい

議 長

ましたら、お願いいたします。

質疑無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

「異議なし」を認め、議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更（案）」について、原案のとおり議決をいたします。

続きまして、議案第 2 号「令和 5 年度本組合事業計画及び予算（案）」について」を議題といたします。事務局から説明願います。

久保木事務局長

議案第 2 号「令和 5 年度本組合事業計画及び予算（案）」について」でございます。本組合の令和 5 年度事業計画及び予算（案）を別冊のとおり定めることについて、組合会の議決を求めるものでございます。本日提出、理事長名でございます。事業計画及び予算（案）の内容につきましては、総務課長の太田よりご説明申し上げます。

太田総務課長

本来であれば別冊でご用意いたしました予算書の事業計画概況や各経理の予算（案）についてご説明を申し上げるところでございますが、9 ページ以降に予算（案）の要点や収支状況等をまとめてございますので、この令和 5 年度事業計画及び予算（案）の概要にてご説明申し上げます。

I 総括でございます。令和 4 年 10 月 1 日から、地方公務員等のうち被用者保険の適用対象である非常勤職員を組合員とし、短期給付、医療保険と福祉事業、健康診査等を適用するため、地方公務員等共済組合法施行令が改正施行されました。この施行令改正に伴い、当組合では組合員、短期組合員といいますが約 9, 500 人加入しました。令和 5 年度の当組合の各種事業の実施にあたり、短期組合員の加入に伴う影響を考慮する必要がございます。ひとつは短期経理の医療保険給付に与える影響であり、もうひとつは保健経理で行う事業に与える影響でございます。当組合の令和 5 年度の事業計画及び予算編成にあたっては、これらを勘案し、以下の諸数値に基づき推計したところでございます。まずは、掛金や負担金の算定基礎となる組合員数や標準報酬等でございます。

1 地方公共団体数、組合員数、被扶養者数でございます。（1）地方公共団体数は 80 でございます。市 32、町 10、村 2、一部事務組合等 36 となっております。（2）組合員数でございます。36, 132 人でございます。現職組合員が 35, 604 人、任意継続組合員は 528 人でございます。（3）被扶養者数でございます。23, 782 人で現職組合員が 23, 497 人、任意継続組合員は 285 人でございます。2 標準報酬の月額、平均標準報酬の月額、標準期末手当等の額の短期分でございます。（1）標準報酬の月額でございます。①の現職組合員は 113 億 1, 627 万円、令和 4 年度と比べプラス 4, 993 万円の増でございます。②任意継続組合員は 1 億

5, 327万円、令和4年度と比べプラス2, 796万円の増でございます。(2) 平均標準報酬の月額でございます。①の現職組合員は317, 891円でございます。②の任意継続組合員は290, 299円でございます。(3) 標準期末手当等の額でございます。現職組合員は404億7, 576万円、令和4年度と比べプラス約17億円の増でございます。

ここから各経理の予算案でございます。

Ⅱ短期給付事業関係の1短期経理でございます。この経理は、組合員やその被扶養者が病気やケガにより医療機関等を受診した際の医療費等の支払い及び高齢者医療制度への納付金等の支払いを行ってございます。また40歳以上65歳未満の組合員にかかる介護保険料の収納を行う経理でもございます。短期給付予算(案)の要点でございます。先ほどの議案第1号の定款の一部変更により議決いただきました短期財源率及び業務経理への繰入金額を用いて推計してございます。医療保険給付及び高齢者拠出金の大幅な支出増を補うため財源率の引上げを行ったところでございます。引上げた財源率は98.8%で、令和4年度が87.2%であったため、11.6%の引上げで推計してございます。医療費等の支出が約15億円増、また、前期高齢者納付金と後期高齢者拠出金合わせまして約13億円の増を推計してございます。以上を基に収支を推計してございます。(1) 収入でございますが195億9, 280万円、財源率の引上げにより、令和4年度と比べプラス約33億円の増でございます。掛金が約87億円、負担金が約85億円を見込むものでございます。(2) 支出でございます。198億8, 315万円、令和4年度と比べ約35億円の増でございます。医療給付費として保健給付が約88億円を見込むものでございます。高齢者拠出金の前期高齢者納付金は約30億円、後期高齢者支援金は約39億円を見込んでございます。なお、これらの高齢者拠出金を賄うための保険料率、いわゆる特定保険料率は40.19%でございます。(3) 収入から支出を差し引いた収支はマイナス2億9, 035万円、当期損失金を計上する推計でございます。当期短期損失金と欠損金補てん積立金に積み増しする分を、令和4年度末の短期積立金14億5, 960万円から取り崩して補てんいたします。その結果、令和5年度末の短期積立金10億6, 731万円を令和6年度へ繰り越すものでございます。

介護保険でございます。予算(案)の要点でございますが、介護についても短期と同様に先ほど議決いただきました介護財源率を用いて推計してございます。介護納付金の納付と繰越欠損金の処分が可能な範囲内で、財源率の引下げを行うところでございます。令和5年度は17.50%で、令和4年度と比べ、マイナス0.14%で推計してございます。(1) 収入でございます。収入は20億4, 973万円、令和4年度と比べ、約1億7, 000万円の増でございます。(2) 支出は19億8, 392万円、令和4年度と比べ、約9, 900万円の増でございます。(3) 収入から支出を差し引いた収支は、プラス6, 581万円の当期介護利益金を見込んでございます。この

当期介護利益金は、令和 4 年度末の介護欠損金 2, 0 7 2 万円を取り崩し補てんいたします。その差額、令和 5 年度末介護積立金 4, 5 0 8 万円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

Ⅲ長期給付事業関係でございます。こちらについては、2 厚生年金保険経理は、厚生年金の財源率、3 の退職等年金経理と 4 の経過的長期経理は地方公務員連合会の定款により定められた財源率、これらを用いまして収納した掛金または負担金を全国連合会に納付するための経理でございます。このため全ての経理で収支差額はございません。

ここまで総括から長期給付経理までご説明いたしました。ここでご質問をお受けしたいと思えます。

議 長

I からⅢのところまでで何かご質問がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、引き続き説明をお願いします。

太田総務課長

Ⅳ福祉事業関係、5 保健経理でございます。この経理は、組合員とその被扶養者の健康づくり及び保養・リフレッシュに関する各種事業を行うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。財源率は 4. 2 %でございます。令和 4 年度から変更がございません。なお、健康づくり支援関係の人間ドック事業のオンライン申請を導入し、申請者（組合員）手続きの簡略化と事務処理の軽減を図るところでございます。また助成関係の「大洗鷗松亭」宿泊利用助成額の増額期間を延長いたします。助成額は令和 4 年度と同額の 8, 0 0 0 円でございます。また、短期組合員加入に伴う固定費の削減のためアウトソーシング事業委託業者の見直しを行ったところでございます。これによりまして令和 4 年度と比べて約 1, 4 0 0 万円の費用削減になります。これまでの（株）ベネフィット・ワンから（株）リロクラブに変わります。また、講習会開催方法の一部見直しでございます。令和 5 年度から定年年齢が延長になることに伴い、これまで定年退職者を対象として実施しておりました退職予定者講習会をライフプラン講習会に移行し、ライフステージ別の講習会とするものでございます。

（1）収入でございます。7 億 3, 4 0 2 万円でございます。（2）支出でございます。7 億 6, 4 1 1 万円でございます。内訳といたしまして、厚生費として人間ドックなどの保健事業費として、総額約 5 億円を見込んでございます。そのほか、②の特定健診・特定保健指導費として約 9, 0 0 0 万円、③の宿泊経理への繰入金として 3, 0 0 0 万円を見込むものでございます。（3）収入から支出を引いた収支は、マイナス 3, 0 0 9 万円の当期損失金を推計してございます。当期損失金は、令和 4 年度末の利益剰余金 1 3 億 4, 3 9 4 万円から取り崩して補填いたします。併せて改良積立金への積み増し分を取り崩しいたします。結果、令和 5 年度末利益剰余金 1 3 億 1, 3 8 5 万円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

6 の宿泊経理でございます。この経理は、組合員と家族のための保養所「大洗鷗松亭」の運営を行うための経理でございます。予算

(案)の要点でございます。中長期修繕計画に基づく大規模修繕工事の実施内容でございます。主な大規模修繕工事箇所でございますが、アの共用部分の空調設備室内機の更新、イの大浴場「松の湯」の内風呂、露天風呂更新工事及びカラン漏水工事、ウ、客室の浴室とエアコン更新工事及び内装改修工事等でございます。次に、大規模修繕工事に併せて実施するリニューアル工事でございます。アの食事処「水輝」の改装でございます。イの客室の洋室化でございます。この修繕工事に伴う休館期間は、令和5年9月1日から令和6年6月30日までを予定してございます。従いまして令和5年度の営業日数は、153日を予定してございます。また、これに伴う、会計処理でございますが、工事費用の固定資産振替の時期は、令和5年度中の工事費用はすべて建設仮勘定で計上いたします。令和6年のリニューアルオープン時に固定資産に振り替えるものでございます。また、施設利用者数等でございますが、施設収入を推計する基礎でございます。令和5年度の宿泊利用率は65.12%として推計してございます。その他、会議室利用だけ増員しまして、その他は令和4年度と同程度利用として推計してございます。(1)収入でございます。2億6,332万円、令和4年度と比べ約1億8,000万円の減でございます。①65.12%の宿泊利用率を見込みまして、施設収入約1億8,000万円、商品売上約700万円を見込むものでございます。②保健経理及び貯金経理から繰入金でございますが6,400万円を見込むものでございます。(2)支出でございます。4億3,280万円でございます。人件費等の固定費については、雇用確保のため休館中も含め令和4年度と同程度を見込んでございます。また、材料費等の変動費については原材料費率を用いて見込んでございます。(3)収入から支出を引いた収支は、マイナス1億6,948万円、当期損失金を推計してございます。この当期損失金は、令和4年度末の利益剰余金3億3,340,062万円から補てんし、令和5年度末利益剰余金3億1,114万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

ここまで保健経理から宿泊経理までご説明いたしました。ここでご質問をお受けしたいと思っております。

議 長

何かご質問がございますか。

無いようでございますので、引き続き説明をお願いします。

太田総務課長

7 貯金経理でございます。この経理は、組合員から預け入れされた貯金を有価証券等で運用し、市中金利より有利な利率で還元するための経理でございます。予算(案)の要点でございます。支払利率は年1.44%、据え置きで推計してございます。令和5年度末の貯金加入者数を23,856人、その内、短期組合員は約4,000人、1人当たり積立額を月額29,000円と推計し、令和5年度末組合員貯金残高は1,453億584万円と推計し、令和4年度と比べ、プラス約69億円と推計してございます。ここ数年は、年間の純増減額は30億円程度の増加で推移してございましたが、短期組合員の加入

により、定例積立の増額と次にお示ししてございます臨時積立金の増額によるものでございます。令和4年12月の短期組合員の臨時積立額は約40億円でございます。これに対しまして、令和5年度は7月と12月合わせて25億円程度と推計してございます。なお、貯金経理の資産運用利回りを年利1.46%と推計してございます。(1)収入でございます。23億4,458万円でございます。ほとんどが有価証券等利息でございます。(2)支出でございます。支出は20億9,041万円、その内、支払利息が約20億円を見込むものでございます。また、宿泊経理への繰入金として3,400万円を見込むものでございます。(3)収入から支出を引いた収支は、2億5,416万円の当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和4年度末の利益剰余金19億9,439万円に積み増しをし、令和5年度末利益剰余金19億3,856万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

8の貸付経理でございます。この経理は、組合員が居住する住宅の取得や増改築、また生活必需品の購入、入学、就学等の際の資金について貸付を行うための経理でございます。予算(案)の要点でございます。令和5年度末貸付残高は32億9,356万円、令和4年度と比べ、マイナス4億9,226万円と推計してございます。住宅貸付の残高の減少が主な要因でございます。なお、貸付利率は変更ございません。(1)収入でございます。収入は4,231万円でございます。(2)支出でございます。4,153万円でございます。(3)収入から支出を引いた収支は、プラス78万円の当期利益金を推計してございます。当期利益金は、令和4年度末の利益剰余金29億8,817万円に積み増しをし、令和5年度末利益剰余金は29億8,895万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

9の物資経理でございます。この経理は、共済組合が契約いたします自動車販売店から組合員が自家用車を購入する際、その代金の全部または一部を立替払いするための経理でございます。予算(案)の要点でございます。令和5年度末物資立替残高は12億5,494万円でございます。立替利率は1.56%で、令和4年度から変更はしてございません。令和5年度の立替金債権保全保険料については100万分の273.6としてございます。(1)の収入でございます。2,072万円、立替利息と立替手数料でございます。(2)支出でございます。2,037万円でございます。(3)収入から支出を引いた収支は、プラス35万円、当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和4年度末の利益剰余金1億7,515万円に積み増しをし、令和5年度末利益剰余金1億7,550万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

10の財形経理でございます。この経理は、地方公務員財産形成事業基本計画により全国連合会から割り当てられた資金を、組合員が居住するための住宅新築等の資金として貸付を行うための経理でございます。予算(案)の要点でございます。令和5年度末の財形住宅貸付残高1,960万円、現在4件の貸付でございます。適用拡大によ

る影響はありません。また、収入でございますが、13万円でございます。なお、支出についても収入と同額で、収入した金額を全額、全国連合会に払い込みいたしますので、収支差額はなしでございます。

V 共済組合事業の11業務経理でございます。この経理は、共済組合が行う事業のうち主に短期給付、医療保険等及び長期給付、厚生年金等に関する事務に要する費用を賄うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。総務省から示される地方公共団体負担の組合員1人当たり事務費年額は8,210円、そのうち短期分4,562円でございます。業務経理の収入源でございます。また、全国連合会に納付する短期経理に係る事務費負担金払込金1,693万円は、令和4年度と比べ274万円の増でございます。（1）収入でございます。4億7,132万円でございます。（2）支出でございます。4億9,218万円でございます。（3）収入から支出を引いた収支は、マイナス2,085万円の当期損失金を推計してございます。この当期損失金は、令和4年度末の利益剰余金8億5,758万円から取り崩して補てんいたします。令和5年度末の利益剰余金8億3,672万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

12の退職等年金預託金管理経理でございます。この経理は、全国連合会が保有いたします退職等年金給付組合積立金の一部を、構成組合が資金預託を受けて運用を行うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。貸付経理と物資経理へ資金を貸し付けることにより運用しておりまして、令和5年度末の長期貸付金残高が約13億円でございます。（1）の収入は1,466万円、（2）の支出は収入と同額でございます。すべて全国連合会へ払い込むものでございます。（3）収支差額はなしでございます。

13の経過的長期預託金管理経理でございます。この経理は、全国連合会が保有する経過的長期給付組合積立金の一部を、構成組合が資金預託を受け運用を行うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。縁故地方債により運用してございます。なお、令和5年度で全額償還のため保有残高はなしでございます。（1）の収入は2万円でございます。（2）の支出は収入と同額でございます。収入した全額を全国連合会へ払い込むものでございます。（3）の収支差額はなしでございます。

以上のように、当組合の13経理のうち、当期利益金、黒字を計上するのは、貯金経理、貸付経理、物資経理の3つの経理でございます。当期損失金、赤字を計上するのは、短期経理、業務経理、保健経理、宿泊経理の4つの経理でございます。それ以外の6つの経理は、収支がゼロでございます。なお、当期損失金を計上した4つの経理については、これまで積み立ててきた利益剰余金をもって補てんすることができると、翌期へ繰り越す欠損金はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

これまでのところでございますが、何かご質疑がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

それでは「異議なし」を認め、議案第 2 号「令和 5 年度本組合事業計画及び予算（案）」につきまして、原案のとおり議決いたします。

次に、その他といたしまして、事務局から説明をお願いします。

久保木事務局長

それでは 28 ページの（3）その他、アといたしまして、大洗鷗松亭中長期修繕計画、令和 5 年度工事の経過報告を申し上げます。1 といたしまして、これまでの経過でございます。①第 195 回組合会、昨年 12 月 9 日に開催をいたしました。工事内容及び費用等に係る総務省事前協議、不動産取得の内容についてご承認をいただいたところでございます。②といたしまして、不動産取得に係る総務大臣申請並びに承認を得ております。令和 4 年 12 月 27 日付けで総務大臣へ申請を進達してございまして、令和 5 年 1 月 27 日付け総行福第 4 号にて承認されたところでございます。③施工業者選定に係る一般競争入札でございまして、令和 5 年 1 月 30 日に公告をした結果、茨城県内の業者 5 社が応募したところでございます。今後のスケジュールでございすけれども、①一般競争入札、令和 5 年 3 月 17 日を予定しております。ここで入札をし、施工業者を決定する予定であります。その後②といたしまして見積書内容の確認であります。令和 5 年 3 月 18 日からコンストラクション・マネジメントを委託する（株）プライムプレイスによる見積書内容の確認を行います。その後、③施工業者において施工図作成並びに部材調達等、工事準備を行っていただく予定でございす。④といたしまして第 21 回保養所運営委員会を令和 5 年 5 月 25 日に開催の組合会、役員会と併せて開催を予定してございます。ここでご協議いただく内容でございすが、現段階ではリニューアルした後の利用料金について、見直しをするや否やというところについてご協議を賜りたく存じます。⑤といたしまして F F E、家具、什器、備品等について入札の準備を進めて参ります。納入備品等のデザイン打合せ、これは施工業者に提案を求めるところでございすが、その内容についてこれから打合せして参りたいと考えてございます。入札に関しましては地方公務員等共済組合法施行規程に一般競争または指名競争が定められておりますので、いずれかで行う予定でございす。⑥の休館期間でございすが、令和 5 年 9 月は休館に入るための準備という位置づけでありまして、令和 5 年 10 月 1 日から工事に入ることができればと考えております。修繕と改修の工事期間に関しましては、令和 5 年 10 月から令和 6 年 4 月まで、その後 F F E の搬入、内装の工事を行う期間として、令和 6 年 4 月から令和 6 年 6 月末までというところでございす。リニューアルグランドオープンについては、令和 6 年 7 月を予定してございす。3 その他といたしまして、休館中の職員の処遇でございすが、公益財団法人産業

雇用安定センターによる斡旋を受け、研修に数名出す予定でございます。

イの今後の行事予定については総務課長よりご報告いたします。

(今後の行事予定を太田課長より報告。内容省略。)

久保木事務局長

ウのその他でございますが、全国市町村職員共済組合連合会の職員側の互選議員である木内代表理事から、先日の互選議員会議並びに役員会、総会等でご協議いただいた内容についてご報告をお願いしたいと存じます。

1 2 番木内議員

参考と書かれた資料ですが、全共連総第 7 3 号、令和 5 年 2 月 2 2 日付けで令和 6 年度の職員の派遣及び人事交流に係る派遣組合についてということで、互選議員会議が開催されまして、その中で報告があったものなので、改めて当該組合となる茨城県の組合の中でも報告させていただきたいと思います。内容でございますが、令和 6、7 年度に関しまして、貴組合と相互による人事交流となりますということなので、茨城県側から市町村連合会への 2 年間の派遣、そして市町村連合会側の方から構成組合への派遣ということで、相互交流という形で実施するということが決定し報告されたところでございます。令和 6 年度の職員の派遣及び人事交流の募集についてということで、令和 4 年 1 0 月 2 7 日の事務局長会議の段階において、連合会からの派遣並びに構成組合からの派遣の取り決めがございまして、その後協議していった結果、茨城が相互派遣ということが決まったところでございまして、人選等については来年度に決めていくと聞いておりますが、改めて私たちの組合会の事務局の職員が全国連合会との人事交流を実施していただきまして、その中でいろいろと勉強していただくようなところをご報告させていただきます。

2 月 2 2 日の全国連合会の総会で、先ほど承認していただいた長期の積立金の運用益ですが、基本的に国内市場、国外市場等で運用しているところでございますが、ほとんどマイナスで、プラスの部分はないということで、概ね運用の方は低迷していると総会のなかで報告がありました。先ほど、理事長の挨拶にもありましたとおり、全国的に短期組合員の加入により厳しいという状況が報告されておりますので、茨城だけでなく、全国連合会の段階においても、そのような状況になっていることを報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが全国連合会の情勢について報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

報告事項について、ご質疑はございますか。

私から少し聞かせていただきたいのですけれども、相互の派遣ということで、茨城側から連合会に派遣する場合、住居、つまり取手なんかからは十分に通えると思うけれども、職員さんでも住居が県央とかいろんなところがあるから、東京に住居を確保してまでということ

はないですよ。

久保木事務局長

これまで平成 14 年から 3 名程度、連合会へ人事交流で派遣した職員がおります。そのうち 2 名に関しては、東京で賃貸の住宅を借りまして、そこから通勤したところでございます。人選をしたなかで、通勤可能であれば通勤になるというところでございます。

議 長

はい、承知いたしました、結構です。
ほか、報告事項に関しましてご質疑ございますか。

(7) 閉 会

議 長

無いようでございます。皆様のご協力をいただきまして、全ての議事を終了いたしました。

最後に私ごとながら、4 月 26 日に取手市長の任が解けるところでございますけれども、次の選挙は出ないということで、従いまして大変思い出の深い市町村共済組合の皆様方に感謝をしながらですね、お別れをすることになります。平成 15 年に取手市長になって、そのあとの市長会で任命いただいてから幸いにして一度もこの組合を離れることがなく小谷前理事長の下でご指導いただきながら、職員側の皆様も含めまして、行わせていただきました。これからは茨城県市町村職員共済組合が益々発展をし、皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手あり)

それでは以上を持ちまして、第 196 回組合会を終了いたします。ありがとうございました。

(時に、午後 4 時 20 分)

以上は、会議の顛末を記載したものであるが、その記載が正確であることを証するためここに署名する。

令和 5 年 3 月 9 日

議 長

藤井 信吾

署名議員

根本 洋治

署名議員

鈴木 智子